

滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費助成制度の対象となる重度の心身障害の状態にある老人および母子家庭または父子家庭の児童を扶養する老人（以下「重度心身障害老人等」という。）が医療等を受けたとき負担することとなる一部負担金等に相当する額を助成するため市町が行う重度心身障害老人等福祉助成費助成事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象および補助率)

第2条 補助の対象となる範囲および補助率は別表に定めるところによる。

(交付申請)

第3条 規則第3条に規定する補助金交付申請書(様式1)の添付書類は次のとおりとする。なお、提出期限についてはその都度通知する。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金事業計画書 | 様式2 |
| (2) 収支予算書 | 様式5 |

(標準処理期間)

第4条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から30日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(交付条件)

第5条 規則第5条に規定する条件は次のとおりとする。

- (1) 事業を途中で中止または廃止する場合は事前に知事の承認を受けること。
- (2) 事業内容を途中で変更しようとする場合は事前に知事の承認を受けること。

(変更申請)

第6条 規則第8条に規定する補助金変更申請書(様式6)の添付書類は次のとおりとする。なお、提出期限についてはその都度通知する。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| (1) 滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金事業変更計画書 | 様式2 |
| (2) 滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金現物給付額調 | 様式3 |
| (3) 滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金償還払額調 | 様式4 |
| (4) 収支予算書 | 様式5 |

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する補助金実績報告書(様式7)の添付書類は次のとおりとする。
なお、提出期限についてはその都度通知する。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金実績報告書 | 様式2 |
| (2) 滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金現物給付額調 | 様式3 |
| (3) 滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金償還払額調 | 様式4 |
| (4) 収支精算書 | 様式5 |

(補助金の交付)

第8条 規則第15条の規定による補助金の交付は概算払いとする。

(関係書類の保管)

第9条 補助金と補助事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別記様式8による調書および補助金に関する帳簿、その他関係書類を事業完了後5年間保管すること。

付 則

この要綱は、昭和58年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日より施行し、平成2年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成5年5月1日より施行し、平成5年5月診療分から適用する。

付 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行し、改正後の滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金交付要綱の規定は、同年10月診療分から適用する。

付 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行し、改正後の滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金交付要綱の規定は、同年9月診療分から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日より施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日より施行し、改正後の滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金交付要綱の規定は、同年8月診療分から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年度分の補助金から適用する。

付 則

- この要綱は、平成17年4月1日より施行し、平成17年度分の補助金から適用する。
- 改正後の滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金交付要綱に規定する会計区分については、平成17年度分の補助金に限り、現物給付は2月診療分から、償還払は4月支払分からとする。
- 改正前の滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)

中重度の精神障害の状態にある老人に係る規定については、なお従前の例による。ただし、現物給付は平成 17 年 7 月診療分まで、償還払は同年 7 月支払分までとする。旧要綱中母子家庭または父子家庭の児童を扶養する老人に係る規定については、同年 7 月診療分まで従前の例による。

付 則

この要綱は、平成 18 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 19 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日より施行し、改正後の滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金交付要綱の規定は、同年 4 月診療分から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、改正後の滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費補助金交付要綱の規定は、平成 29 年度分の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

補助金交付基準

補助対象基準	会計区分	補助率
<p>重度心身障害老人等がその者の疾病または負傷について、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における、当該各号に掲げる額</p> <p>1 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第56条に規定する後期高齢者医療給付が行われた場合において、当該後期高齢者医療給付の額(重度心身障害老人等が同法第67条第1項の規定による一部負担金を支払わなければならない場合にあつては、当該後期高齢者医療給付の額から当該一部負担金に相当する額を控除した額)が当該医療に要する費用の額(同法第74条第2項に規定する食事療養標準負担額および同法第75条第2項に規定する生活療養標準負担額を除く。)に満たないときは、その満たない額に相当する額。ただし、当該疾病または負傷について法令の規定により国または地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときまたは附加給付が行われたときは、当該支給額を控除して得た額</p> <p>2 前号について、重度心身障害老人等およびその配偶者ならびに重度心身障害老人等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、主として当該重度心身障害老人等の生計を維持する者のうちに、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課せられている者がいる場合は、前号で算出した額から自己負担金を控除して得た額</p>	<p>現物給付 前年の12月から11月診療分まで償還払 2月から翌年の1月支払分まで</p> <p>※請求遅延分については翌年度補助対象とする。</p>	<p>1 — 2</p>